

大規模小売店舗立地法に関する都の意見通知について

平成 24年 9月 3日
産 業 労 働 局

大規模小売店舗立地法 (以下「大店立地法」という)に基づく「DAIKANYAMA T-SITE 蔦屋書店・DAIKANYAMA T-SITE GARDEN」の新設の届出について、大店立地法第 8条第 4項の規定に基づく都の意見を通知しましたのでお知らせします。

1 店舗概要

店舗の名称	DAIKANYAMA T-SITE 蔦屋書店・ DAIKANYAMA T-SITE GARDEN
所在地	渋谷区猿楽町 17番 5号ほか
設置者	マスタアンドパートナーズ株式会社ほか 1名
店舗面積	2,203平方メートル
営業時間	午前 7時ほか～翌午前 4時ほか (一部店舗 24 時間)

2 経緯

- 平成 24年 3月 8日 新設の届出
- 平成 24年 8月 21日 東京都大規模小売店舗立地審議会

3 通知日

平成 24年 8月 31日 都の意見を設置者に通知

4 都の意見

(1)意見

駐車場の出入口の安全対策について

駐車場の出入口には、確実に交通整理員を配置する等、安全対策を講ずること。なお、北側の駐車場の出入口は、地元との協議を踏まえた適切な開閉時間とすること。

騒音等への対策について

所在地の過半が第二種低層住居専用地域であることを十分考慮のうえ、周辺の状況を踏まえて、騒音等、周囲の生活環境へ配慮した適切な対策を講ずること。

(2)その他

大規模小売店舗の運営にあたっては、大規模小売店舗立地法の指針を十分踏まえた上で営業するとともに、適切に届出を行うこと。

5 今後の手続き

設置者は、都の意見を踏まえて、届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を都に対して行う。

【参考】

大店立地法第8条第4項の規定に基づく「都の意見」とは、大型店の周辺地域の生活環境の保持の見地から、交通渋滞、騒音等に関する事項について、都が大型店の設置者に対して述べる意見です。

問い合わせ先
産業労働局商工部地域産業振興課
電話 03 - 5320 - 4840